

朝鮮総督府「諺文綴字法」の歴史的意味

—審議過程の分析を通して—

三ッ井 崇

はじめに

植民地期朝鮮における朝鮮語規範化の動きは、将来的な朝鮮「民族語」形成へと向けた朝鮮語「近代化」の一プロセスとしてしばしば位置づけられる。なかでも、綴字法の問題は重要な位置を占めており、朝鮮語綴字法形成史上ないし朝鮮言語運動史上において、植民地期の動向は決して無視できるものではない。従来、この点については、朝鮮語学会や朝鮮語学研究会など民間の朝鮮人による研究団体の綴字法論が注目されてきたが、一方で、当時の支配主体である朝鮮総督府もまた朝鮮語綴字法に対しては関心を払っていたことは、1912年、1921年、1930年の3回にわたる一連の綴字法規定（以下、総督府綴字法、とする）の存在が証明するところである。

これまで、総督府綴字法に関する研究／言及は、おもに言語学的関心からおこなわれてきたと言ってよい。そのほとんどが語学史的あるいは言語政策史的観点からのものであり¹⁾、それが同時代的文脈のなかで、総督府綴字法がどのように位置づけられたのかという歴史的意味について詳細に考察した研究は、管見の限りでは見当たらない。本稿では、綴字法規定に際する審議過程に注目し、それを同時代的背景—具体的には、朝鮮語綴字法をめぐる綴字法観の諸相—に照らし合わせることでこの問いへのアプローチを試みたい。

ところで、総督府綴字法は、最初1912年4月に「普通学校用諺文綴字法」（以下、第一回綴字法、とする）として初めて制定され、以後、1921年3月に「普通学校用諺文綴字法大要」（同じく、第二回綴字法）、1930年2月に「諺文綴字法」（同じく、第三回綴字法）と改正される。どれもその一義的な目的は、学校教育上における朝鮮語教科書の朝鮮語綴字法の成文化にあったが、制定および改正に際する学務局側の意図や規定そのものの社会的位置づけを考えたと

き、第一回および第二回綴字法と、第三回綴字法との間には、その性格に大きな変化があったと考えられる。筆者は、この転換期を1920年代以降の「文化政治」期に見ている。というのも、総督府側の政策遂行上、また朝鮮社会における民間人の言語運動上において、ともに綴字法不統一状態の問題性が以前より現実味を帯び、整理統一への望みが一層強まったからである⁽²⁾。

この点を踏まえ、論点を整理しておこう。まず第一に、これまでほとんど言及されることのなかった審議過程内部での見解の対立のありようはどのようなものであったのかである。従来、参考とされる資料は、結果としてあらわれた綴字法規定の内容であり、それがいかなる経緯によって成立するにいたったのかはほとんど明らかにされていない。本稿では、総督府資料、あるいは新聞記事などから確認できる範囲で審議の様子を再構成し、綴字法案成立の経緯の一端を把握してみたい。

第二の論点は、総督府綴字法が、その審議にかかわっていない「外部」の朝鮮語研究者ないしは新聞・雑誌などのメディアにはどのようなものと映っていたかである。規定の適用範囲と同様、社会にどのように受けとめられていたかは、その性格を規定する重要な要素と考えるからである。とくに、本稿では、1920年代以降、活性化した朝鮮語綴字法論の言説を分析することで、朝鮮人の言語運動と第三回綴字法審議との規定関係に注目してみる。

以上の2点をおもな論点とし、最終的に、それらの分析から見てきたことと総督府（学務局）側の意図⁽³⁾とをあわせて考えることで、総督府綴字法制定ないしは改正という場をめぐる間主観的な構造が描き出せればと考えている。早速分析をはじめることになろう⁽⁴⁾。

I. 審議過程における綴字法観の対立

1. 挫折した形態主義—第一回綴字法—

(1) 規定の内容

最初の綴字法規定は、1912年4月に発表された第一回綴字法であったが、「緒言」に「表記法は表音主義に依り、発音に遠かれる歴史的綴字等は之を避けたる」⁽⁵⁾とあるように、規定の大原則は音声主義に置かれていた。第六項では、「活用語の活用語尾は可成語の本形と區別して書く」とされ、「먹었소」(<「먹다」(食べる)>)、「붉은빛」(<「붉다」(赤い)>)などの用例が挙げられており⁽⁶⁾、

用言の活用についてみれば、形態素境界を明確化して表記するように規定されていることがわかる(4、数字は【表1】中項目番号、以下同じ)。もっとも、語幹末の子音がハ/s/であらわされる語の一部は、活用の際、/-s/の異形態として/-t/あるいは/-tʃ/があらわれる⁷⁾ため、規定どおりの表記を押し通そうとすれば、音素的表記の大原則との間で齟齬をきたすことになる。よって、「例外」として、「바닷소」(<「바다」(受ける))、「저젓소」(<「젓다」(濡れる))のような表記を認めることになり、形態素的表記は貫徹できなかったと見てよい。このほか、朝鮮語の固有語における「・」/Λ/ (아래 아/以下、「」をはずす)の廃止(1)をうたった点も第一回綴字法の大きな特徴と言える。

(2) 調査報告と規定との差異

では、どのような審議過程を経てこのような規定が作られたのであろうか。これまで、この審議内容について詳細に触れた研究は、管見の限りではない。ここでは、その審議および決議事項を収めた『朝鮮語調査報告書(稿)』(1911年のものと思われる、以下、『報告書』、と略)の内容を検討してみることによって、審議過程のありようをいくらか明らかにできればと考える。

注目すべきは、この『報告書』に記述された審議内容が、決定後の綴字法規定の内容と若干の差異を見せる点である。差異のある部分をいくつか挙げてみると、①・の使用(1)、②ㄷまたはㅌの口蓋音化時の表記(2)、③活用語の活用語尾の表記(4)、④子音でおわる名詞+助詞の表記(9)、⑤音節末子音字として認定する字母数の増加(6)などの問題を挙げることができる。以下、この5つの問題を軸に『報告書』の内容を見てみよう。

①は、綴字法規定では、朝鮮固有語では廃止、漢字語では従来どおりの使用、とされていた。しかし、審議においては、「漢字音タルト純粹朝鮮語タルトヲ問ハズ一切・ヲ使用セズトニ一定スルコト」⁸⁾(第9項)とされていた。②も同様に固有語と漢字語との区別はされていなかった(第7項)。もっとも、①に関しては、姜華錫ひとりが朝鮮固有語のみに限定するよう反論を出している。

次に③である。これは、④、⑤と合わせて考えてみよう。審議においては、活用語および名詞+助詞の表記については、どちらも形態素境界を明確化して表記することが提起されている(第2、3項)。例として、「들어먹는다」(むしり食う)、「꽃이」(花が)、「앞으로」(前へ)などが挙げられており⁹⁾、例外事項はまったく設けられていない。ここに文法意識の存在を明確な読みとるこ

とができるが、それは「原ト使用セラレテ今日廢セラレツ、其ノ音ハ依然残レル支音ス、エ、ヒ、エ及重終声ヲ復旧シ諺文仮名遣ヲ発音式ニスルノ主義ヲ貫クコト」⁽¹⁰⁾ (第4項) という⑤の案に支えられていた。この考え方は、韓末の国文研究所でもいささかの見解の対立はあったものの、これらの字母とヲ、ををあわせて「訓民正音」の例義どおり採用するものと議決されており⁽¹¹⁾、このときの委員でもあった魚允迪が、「実に国文製作の原理原則」であるとし、使用に賛成していた⁽¹²⁾のであった。こうした内容に対し、「可成現代通用ノ形ヲ存シテ下ニ來ル天仁乎波ヲ變更シテ発音通りノ音ヲ出サシメン」⁽¹³⁾とする塩川一郎の反論が存在した。結局、⑤については認められず、それにより③、④に例外事項が設けられることになったため、完成した規定においては、形態素境界の明確化は不徹底なものとなってしまった。

重要なのは、上で触れた論点をはじめとして反対意見(『報告書』では「少数意見」となっている)がかなりの部分で実際の綴字法規定に反映されている点である⁽¹⁴⁾。最終的には、従来の慣用的な「歴史的綴字」を大部分において残さざるをえなくなった。『報告書』に記されている「少数意見」は量としては決して多くないが、朝鮮語綴字法をめぐる調査委員の見解の差異を、わずかながらも見せてくれる要素と言えるだろう。

2. 「差当り」の綴字法—第二回綴字法—

(1) 規定内容と審議内容

しかし、第一回綴字法は、教育上の混乱を解消するにはいたらなかった。筆者はかつて、現職教員から見た、その不徹底さに対する認識を、1920年にある朝鮮在来初の初等教育機関を訪問した一教員の言辞から明らかにしたことがある⁽¹⁵⁾。

このような状態を受けて学務局では、同年3月14～17日の四日間、普通学校用諺文綴字法調査委員会を設置・開催し審議をおこなった。その結果定められたのが第二回綴字法である⁽¹⁶⁾。

綴字の原則は、第一回と同じく「表音主義」を標榜する⁽¹⁷⁾。音節末子音字の認定(6)、頭音ㄴ/ㄹ/ㅁ [i], [j] のときのㄴ音脱落および漢字語頭音ㄴ脱落時の表記法(12, 13)、複合語内のㅅㅇへの表記法(14)などが追加規定されたが、全体的に見て、第一回綴字法とほとんど変化していない。そのかわり、適

用範囲が普通学校のみから高等普通学校程度まで拡大している。

もっとも、このたびの改正にあたっては、各委員の意見調整が難航し、当局側も苦勞したようである。その審議の混乱ぶりは、1921年3月19日付の『毎日申報』が端的に伝えている。記事では、各委員の見解の傾向を「創設時どおりにしようとする」「保守主義」、「現在おこなわれているとおりにし、若干の不完全さをあらためようとする」「現行主義」、「この両者を折衷する」「折衷主義」に大別し、「総督府の意向も折衷主義に賛成する模様」と伝えている⁽¹⁸⁾。その「折衷主義」の結果が以上のような内容であった。この審議の様子を詳しく伝えるのが、同じく『毎日申報』に掲載された、編輯課長小田省吾による解説（4月1～4日）⁽¹⁹⁾である。まず、小田の解説にもとづいて議題と審議の過程について見てみることにしよう。細部にわたる審議に先立って、次の大きな三つの点について議論がおこなわれている。

第一 普通学校においては、第一学年より第六学年まで、同一の諺文綴字法とすることの可否

第二 普通学校用諺文綴字法にあつては、純粹なる朝鮮語であれ、漢字音であれ、表音的綴字法をもって表記することの可否

第三 高等普通学校程度にあつては、純粹なる朝鮮語であれ、漢字音であれ、歴史的綴字法をもって表記することの可否⁽²⁰⁾

第一の議案については全会一致で可決したが、第二の議案については、「純粹なる朝鮮語」においては「表音的綴字法」をとるべきとする声が多かったのに対し、「漢字音」については「表音的綴字法」を可とするものと「歴史的綴字法」を可とするものが「互に相下らざる」状態であったと小田は伝える⁽²¹⁾。ゆえに、朝鮮固有語と漢字語との間における表記原則の差異は依然として解消できなかった。第三の議案は、これまで高等普通学校以上では、総督府綴字法が適用されておらず⁽²²⁾、臨時教科書調査委員会の答申で「高等普通学校ニ使用スヘキ諺文綴字法ニ就イテハ委員ヲ設ケテ調査セシメラレタキコト」とされたことに対応している。これについては以後、総督府綴字法に準拠するよう定められた。よって、朝鮮固有語と漢字語との表記原則の差異がここでも生ずることになった⁽²³⁾。

次に改正案の中身について見てみよう。とくに大きな問題となったのは、音節末子音（終声）字の認定についてである。現行のㅍ, ㅌ, ㅍ, ㄹ, ㅂ, ㄴ, ㅇ以外

にヒ, ス, エ, ヲ, ヒ, ヱ, ヲ および二重終声 (들받침) を認めるかどうかが焦点となったが、「議論最も喧囂を極め」、「終に意見の一致を見ること能はざるなり」という⁽²⁴⁾。結局、現行の7字以外の使用は見送られ⁽²⁵⁾、これにより、活用語の活用表記も、形態素境界を明確化して表記するという原則を依然として貫徹できないままになってしまった。

結局、大きな課題をほとんど解決できないまま、「差当り」⁽²⁶⁾実施するほかなかったのが、第二回綴字法であり、審議にかかわった人物でさえその威信の低さを認識せざるをえない状況だったのである⁽²⁷⁾。

(2) 「保守主義」・「現行主義」・「折衷主義」

この小田の解説に垣間見える意見対立の構造は、この少し前に同じく『毎日申報』上に魚允迪、小倉進平、玄穂、藤波義貫、柳菰根の5名が表明した個人的見解⁽²⁸⁾からより明確に知ることができる。もっとも、おのおのの見解は、決定案を知らされていないとの前提によるものであると同時に、全委員の見解が網羅的に把握できるわけではないが、その中心的な論点はすべて、審議中最も意見の分かれたとされる表記原則の問題、音節末子音字認定の問題であることから、この5名の見解を追うことは決して無意味ではない。

魚允迪は、字母の認定について、「二十八字の諺文には、玄妙な原理原則があり」、「これに刪添をほどこすことは大いに不可である」とする⁽²⁹⁾。その一方で、小倉進平は、「実地の発音と毫釐の差があっても大いに不可であり」、「発音と文字の相異なしとの精神下において刪削加添し、統一を計画するのが捷徑ではないか」と明示こそしないが魚とは対立的な見解を展開する⁽³⁰⁾。この二人の見解を両極端とし、玄穂は「新旧を折衷して、「ㄷ」と「ㅌ」を復活し、助詞には「이, 은, 을, 가, 는, 를」のほか目下使用されていない「하, 흔, 홀」を使用すれば」よいとし⁽³¹⁾、また藤波義貫は、すでに用いられない字をあえて実用しようとするのは、「時代の推移に逆行して」いるとするも、「各特長の音があるものまで改廃統一をするのは、諺文をしてまったくの不具者にせしめてしまう」とした⁽³²⁾。さらに、柳菰根は、漢字音の去声・平声の区別を明示すべきだとするも、「大きく誤って保守主義をとるようであれば、現代には決して適応しえない無用の古物だと言える」とした⁽³³⁾。玄・藤波・柳の見解には、それぞれ微妙なニュアンスの違いはあるものの、共通して極論を避けようとするスタンスをうかがい知ることができる。『毎日申報』の記事が報じた「保守主

義」、「現行主義」、「折衷主義」という綴字法観の対立はこのようなものであった。

こうした個別の論点をめぐる見解の対立は、言語観の相違にもとづくものであった。とくに、『訓民正音』の例義にしたがって、字母の一切の加除を認めないとする規範主義的・伝統主義的な魚の言語観と、言語学の音声主義の観点から、「各地言語を総合して慎重な調査をおこなったのち」⁽³⁴⁾に統一すべきとする記述主義的な小倉の言語観は真っ向から対立した。

他の「折衷主義」者たちの議論を見てみると、まず藤波は、「たとえ歟を入れて整理をおこなうとしても庭園の雅致を損傷して、後人に笑いを貽さないことが何よりも緊切である」⁽³⁵⁾との比喩を用いていることに注目したい。藤波は、綴字法の整理そのものに反対したわけではないが、「発音の妙」や「庭園の雅致」の重要性を指摘する点は、「伝統」への思い入れの強さを見ることができる。一方で、玄や柳の見解は、同じ「折衷主義」でも実用主義的である点で藤波とは一線を画さねばならないだろう。例えば、玄は、「学理を完全には没却しない範囲において、世人が容易に発音し、容易におこなうことのできるようなものにのみするのがよい」⁽³⁶⁾とし、柳は、「現今われわれの使用する諺文は、その組織が不完全で実に「諺文」と称するだけの〔体系的〕価値を備えていないとし、「なるべく龍飛御天歌のような深奥難解な方式を避け、もつとも統一的かつ組織的で簡易な方式をとるのが一番の捷徑である」とする⁽³⁷⁾点は、ハングルの「非体系性」に対する悲観的な意識が、実用性を強化する方向で改良を促すことへの意識の強さを読みとることができ、魚とは対照をなしている。また、「学理」をまったく無視するわけではないが、小倉ほど学問的であることへのこだわりも強くない。

以上、第二回綴字法の内容をめぐるとさまざまな綴字法観の存在について見てきた。その対立は、言語観の対立のありように規定されていた。そして、その対立は第三回綴字法の審議過程においても、容易には解消されなかったのである。

II. 総督府綴字法に対する社会の反応と第三回綴字法

1. 第二回綴字法に対する批判

第一回綴字法は、その適用範囲が規定どおり普通学校用教科書に限定されて

おり、それより上級の学校や、官吏の朝鮮語学習用のテキストは、それを準拠対象とはしていなかった⁽³⁸⁾。また、社会も言論・出版が統制されている中で、総督府綴字法に対する社会の反応というのもほとんどなかったと言える。社会の反応という点に注目したとき、その転換点は1920年代以降であつただろう。

1919年の三・一運動後の斎藤実総督による「文化政治」によって、制限的ながらも一定程度の言論の自由が保証されるや、朝鮮語新聞・雑誌が創刊されたが、それは同時に、朝鮮語綴字法の不統一という問題を、より顕在化させるきっかけとなった。また、集会・結社の自由も同時に認められることとなり、朝鮮語研究も組織的な研究が本格化することになった。それを示す代表的な事例が、1921年12月の朝鮮語研究会の発足である。このように考えると、1920年代は、朝鮮語綴字法形成史あるいは朝鮮言語運動史上、時期区分の上で大きなメルクマールとなる。以上の理由から、以下では1920年代以降をもっぱら分析の対象とする。

さて、この朝鮮語研究会は、私立学校の現職教員を中心として組織されたものであったことは、朝鮮人の朝鮮語研究が朝鮮人児童・生徒に対する教育問題と密接にかかわりあっていたことを端的に示す。よって、彼らにとって総督府綴字法は無視できる存在ではなかったはずである。おそらく、第二回綴字法の審議にかかわった崔斗善・権憲奎の2名が朝鮮語研究会の創立発起人として名を連ねていることは、単なる偶然ではないだろう。

朝鮮語研究会の見解は、『東亜日報』、『朝鮮日報』、『東光』などの新聞・雑誌からも支持を受け、影響力を持つようになった。もちろん、一方において、啓明俱樂部を母体として朝鮮語研究会に対抗した朴勝彬やその他のどちらにもくみしない研究者の存在というのも忘れてはならないが、ここでとりあえず注目したいのは、その「学派的」な区分ではなく、彼ら朝鮮語研究者が総督府綴字法をどのように評価していたのかである。

まず、1922年10月に朴勝彬は、「朝鮮文法예对하야」と題した講演で、総督府綴字法を「官用式」と分類し、「文法というよりは通俗的なもので、文法上には不規則な点が多いためです。例えば、「앞에」(前)を「앞헤」と書くようなもので、綴字の不規則さゆえに字音が変わるのでございます」⁽³⁹⁾と批判した。朴によるこの批判は、第二回綴字法完成後、かなり早い段階で出たものであることに気づく。1926年には、朝鮮語研究会の李允宰が、朝鮮固有

とある。ここではとりあえず回答者の選定の恣意性の有無という問題はおくとして、二・五・六の点については、賛成派および形態主義の主張が圧倒的に多いのに対し、一・三・四に対しては、反対者の数もかなり多いことが読みとれる。また、九の問題は、部分的に四ともかかわるため、あわせて考えると賛否それ

それが拮抗することになる。ここから、綴字法観の対立の存在を見てとることができる。そして、さらにこれらの問題を第二回綴字法と比べると、二・五・九については、多数意見が反映されていないことになる（【表1】1～4, 6, 10参照）。また、一は賛成多数であり、第一回綴字法以来、固有語においては適用されてきた内容だが、反対意見の数もかなり多いことに注意しなければならないだろう。さらに、八にいたっては、第二回綴字法では立項さえされていない（同25参照）。

以上から、第二回綴字法の内容には、必ずしも了解が得られていなかったことが分かる。それは同時に、総督府綴字法の威信の低さを示すものであり、当局側および関係者も十分それを認識していた。こうした世論の高まりは、研究者やメディアの側において内在した教育・言論といった目的に支えられていたが、当局側へさらなる改正の必要性を認識させる要因ともなったのではないだろうか。

とにかく、ここでおさえておきたいのは、1920年代に入って強まった朝鮮人による朝鮮語綴字法への関心が、総督府綴字法をどこかしら意識するものであったということである。では、こうした動きが、さらなる総督府綴字法改正への流れとどのようにつながっていくのか。次節以降で考えてみよう。

2. 適用範囲の拡大と紛糾—第三回綴字法—

(1) 改正の経緯と内容

さらなる綴字法改正は、1930年2月である。これに際して、学務局では1928年10月初までに改正基礎案を作成し、すぐ現職教員4名と学務局側委員数名とでなる調査会議に回付、原案作成のための審議に入った（原案起草委員会）⁽⁴²⁾。原案の作成は、当初、年内に終える予定であったようだが、実際には翌年（1929年）の1月下旬にまでずれこんでいる⁽⁴³⁾。そして、その原案にもとづく審議は、同年5月30日に開催され⁽⁴⁴⁾、7月まで都合7回の会議を経て終了（諺文綴字法調査会）、1930年2月に綴字法案は決定された。それが第三回綴字法である⁽⁴⁵⁾。

次に改正後の内容について見てみよう。「総説」の第1項では、「朝鮮語読本ニ採用スベキ諺文綴字法ハ、各学校ヲ通ジ之ヲ同一ナラシムルコト」⁽⁴⁶⁾と定められている。これは、従来、名目上その適用範囲を普通学校教育に限定してき

たが、より上級学校の朝鮮語教育においてもそれを適用することを明言した。規定の名前から「普通学校」の文字が消えたのはそのためである。しかし、「社会ニ行ハルル諺文綴字法ノ現状ヲ釐革シ」⁽⁴⁷⁾と別に述べているように、学校教育面以外の使用をも念頭に置いていた。また、第3項で、「諺文綴字法ハ、純粹ノ朝鮮語ト漢字音トヲ間ハズ、発音通りニ表記スルヲ原則トス」⁽⁴⁸⁾と定められていることにも注意したい。従来のように朝鮮固有語か漢字語かによって、「表音式綴字」と「歴史的綴字」とに表記原則が分かれていた状態を「表音式」へと一本化させたのである。規定内容の細部に言及することは紙幅の都合上避けるが、内容も以前と比べて相対的に精密化したほか、変化の度合いも大きいことは【表1】を見れば一目瞭然であろう。あえて一つ特徴を挙げるとすれば、従来の規定とは異なり、ほぼ全面的に形態主義を貫徹する方向で規定されたことである。

(2) まとまらぬ見解—原案起草委員会～諺文綴字法調査委員会—

1928年9月4日付の『東亜日報』は、学務局側で作成した改正基礎案のもとに、現職教員から非公式に意見を聴取することになったことを伝えている⁽⁴⁹⁾。その現職教員とは、【表2】③〔2〕の4名である。学務局はこの4人の意見にしたがって原案を作成し、その後京城在住の朝鮮語研究者を招請、原案の内容を討議、決定へといたる道筋を念頭に置いた。それは、おそらく先に見た第二回綴字法に対する社会の直接的・間接的反応を意識してのことであっただろう。

さて、まずは、原案作成のため、先の4人の現職教員と学務局側委員との間でおこなわれた原案起草委員会（以下、小委員会、とする）について見てみたい。小委員会は、1928年9月28日から翌29年1月22日まで計7回開かれた。その間、焦点となったのは、音節末子音字の認定問題と漢字音の表記の原則についての問題であった。これは、これまでの二回の綴字法審議でも、また社会においても見解の分かれた論点であったことはすでに見たとおりである。あらかじめ学務局側で作成した基礎案では、前者については、初声として使用される子音字をすべて終声の表記にも通用させること（初声復用終声）に、後者については、「歴史的綴字」を「表音表記」にあらためることとされていた⁽⁵⁰⁾。しかし、小委員会では、この2点について見解がまとまらず、日々夜遅くまでの長時間、ただ可否の討議のみがくりかえされるというような状態であった⁽⁵¹⁾。

学務局側もこの事態には頭を悩ませたようで、基礎案作成にもたずさわった編輯官李源圭がそれゆえに委員会の最中に貧血で倒れたとか、またそのほか教科書改訂の実施が1930年まで先送りになったとの記事が出てくるほどである⁽⁵²⁾。

このような過程を経て、委員会では漢字音の表記については、表音表記を原則とすることが決定されたが、音節末子音字に関しては、従来認められてきた子音字のほか、ㄷ, ㅂ, ㅅ, ㅌ, ㅍが加えられる一方で、依然として他の字母は不可とする折衷的な案が出された⁽⁵³⁾。結局、この点を含めた残りの論点については、この原案をもとにしておこなわれる諺文綴字法調査会（以下、大委員会、とする）での討議へと持ち越されることになった。

とはいえ、大委員会でも対立は解消されなかった。

大委員会の委員の数は、当初15人程度を予定していたようだが、列席に応じない人士も存在したらしく、結局14人に落ち着くことになった⁽⁵⁴⁾。

1929年8月21日の『東亜日報』は、委員会内での見解のとりまとめに際する、学務局側の苦労の様子を伝えている。同年5月末から始まった委員会も、この時点で多数の意見が、漢字音の表音表記、濃音を発する子音字の並書法、初声復用終声などを認める方向でまとまり、最終案の作成に入ったという状況であった。しかし、そのような状況にもかかわらず、視学官で編修官を兼ねていた玄徳が猛烈に異議を唱えたという⁽⁵⁵⁾。玄をはじめとした反対派を「老年階級の漢文学究者」、あるいは「利権官僚級の者」と揶揄し⁽⁵⁶⁾、「当局者の反省を促す」⁽⁵⁷⁾と伝える点は、綴字法問題に対して『東亜日報』がとっていた立場を明確に示しているが、その一方で、改革反対派の力が依然として大きかったことも示していよう。

最終的に、上掲の諸課題は一部の例外を設けることで決定とされ、1930年度発行の教科書から新綴字法が採用されることになった。これで、審議はいったん終了し、1930年2月初めの段階で、すでに『朝鮮語読本』の編集は終わり、印刷へと回されていた。しかし、施行までの道はそれほど平坦ではなかった。またもや問題が起きるのである。

(3) 根強い反発—改正案中枢院回付問題—

その問題とは、いったん学務局で決定した案が、なぜか総督の諮問機関である中枢院水曜会へと回付、審議の対象となったことである。1930年2月5日、綴字法案はこの会議へと付されることになった。2月7日の『毎日申報』によ

れば、中枢院側から30名余り、総督府側から児玉秀雄（政務総監）、武部欽一（学務局長）、玄樞（視学官）、李能和（編修官）、李源圭らが参席したという⁽⁵⁸⁾。何やらものものしい雰囲気であるが、まず、このできごとについて、会議の様子と外部の反応を見てみることにしよう。

なぜ、綴字法案は中枢院へと提出されたのであろうか。先ほどと同様に『毎日申報』を見れば、改正に対して慎重な態度をとる必要があるため、と伝える。同時に掲載されている武部の談話も、その点を強調する形で紹介されている。また、会議では、中枢院側から改正案の内容に対して意見があったことが記事から分かる。参議の魚允迪が初声復用終声の貫徹を主張したほか、その他のメンバーからは、漢字音の表音表記に反対する声が聞かれたようである。この2点は、改正案では原則と例外を使い分けることにより折衷された形となっていたが、中枢院側からの主張は、この諸点が案の統一に際して難しい論点であったことをあらためて確認させてくれる。結局、中枢院側からの回答は、一週間後の水曜会へと持ち越されることになった⁽⁵⁹⁾。

さて、これに対する反応を他の新聞記事—『東亜日報』・『朝鮮日報』・『中外日報』—から探ってみよう。これら各紙は、中枢院への回付という事態そのものをどのようにとらえていたのだろうか。

2月7日の『東亜日報』は、まず見出しが「旧派の反対で一頓挫」と大変インパクトの強いものとなっている。ことの経緯については、中枢院参議の魚允迪が児玉、武部、稲垣などを訪問し、反対意見を表明したのを受けて、学務局側が水曜会で説明するにいたったと伝えている⁽⁶⁰⁾。この点について、『朝鮮日報』では、「一部の策動」または「一部反対派の行動によって」とされているが⁽⁶¹⁾、『中外日報』では、特に明記されておらず、審議委員でもあった鄭烈模の言を借りて、学務局の態度の「不可解さ」を非難する形になっている⁽⁶²⁾。先述のとおり、すでに新綴字法にしたがって編まれた『朝鮮語読本』は、すでに印刷へと回されている状態だったが、この点について、『東亜日報』は、武部の「中枢院側の反対が多く、印刷を中止し、その決議を待つことにした。〔…〕4月開学期に間に合わないかもしれない」⁽⁶³⁾との談話を紹介することで、全体的に悲観的な論調を展開している。しかし、一方で『朝鮮日報』と『中央日報』は、やや楽観的ともとれる論調を展開する。『中外日報』は、同じく武部の談話として、中枢院への改正案の提出は、ただ了解を求めたものにすぎず、

4月から予定どおり新綴字法にもとづいた教科書を発行するとの内容を紹介し⁽⁶⁴⁾、また『朝鮮日報』は、「学務局側談」として、やはり同様に「[いったん]内定した方針がそれ〔中枢院側からの意見〕によって左右されることはない」との内容を伝えるのである⁽⁶⁵⁾。論調に微妙な差異が見られるものの、三紙とも反対意見を述べた中枢院側とその中枢院へ改正案を提出した学務局側を批判する点では、態度を同じくしていた。前者に対しては、水曜会のメンバーたちを一部を除いて朝鮮語の素養もないものと非難し⁽⁶⁶⁾、後者に対しては、態度の不可解さを非難するのである⁽⁶⁷⁾。この点は、『毎日申報』には当然のことながら見られないが、一方で他の三紙が綴字法問題に対してどのような立場をとっていたかを明らかにしてくれる事例でもあろう。

結局、一週間後の2月12日の水曜会では、質疑応答の結果、いくつかの反対意見と修正案の主張が存在したが、時運の推移、学習上の簡便などを理由に、改正案に対して多数が賛意を表明し、問題は一応の解決を見ることになった⁽⁶⁸⁾。

この事件における学務局側の態度は、ひたすら受け身であった。結果的に、中枢院と世論との間で板ばさみの状態だったと言えよう。しかし、あくまで綴字法問題の主管は学務局側であって、いわば「部外者」である中枢院側から待ったがかかったのは、主管官庁としても本意ではなかったであろう。2月14日の『中外日報』は、稲垣が「最も時代に適合するように最善を尽くして決定したのに、水曜会で問題にされるというのは不快と言えば不快だ」⁽⁶⁹⁾と語ったと伝えているが、それは事実関係の正否はともかくとして、この事件に際する学務局側の気持ちを推測するうえでは、示唆的と言える。この事件は、第三回綴字法も、決して対立を解消してではなく、対立の構造を依然として温存させたまま施行されるにいたったことをよく示してくれているのである。

以上のように、審議過程から中枢院回付問題にいたるまで第三回綴字法をめぐる動きを見てくると、対立の中心的な論点は、つねに、初声復用終声の可否と漢字音表音表記の可否に集中したことが分かる。これは、第一回綴字法の審議のときから一貫して存在していた対立点であった。本来、学務局側にとって、綴字法審議が教育上の必要という一義的な課題のためのものであったことを考えると、綴字法の統一こそが最大の目的であったはずだが、実際には、あらゆる局面において、そして最後まで、統一どころか対立さえ解消することはできなかった。

その意見対立の構造は、審議に参加した委員たちと学務局側、あるいは委員どうしの間における主観と主観のぶつかり合いの場であった。この場合こそ、単に綴字法の内容を結果的に把握するだけでは決して見えてこない動態の様相を呈していたのであった。しかし、対立は決して総督府（所属官署）内部に限定されるものではなかった。

3. 改正原案の漏洩と表面化した反発

小委員会で作成した原案は、秘密裏に大委員会へと回付されることになっていた。しかし、その内容が『朝鮮日報』、『東亜日報』紙上で公開されてしまったのである⁽⁷⁰⁾。この事件によって、改正原案に対する反対意見が表面化するにいたった。

これに「一役買った」のが、『朝鮮思想通信』である。同紙は、朝鮮語新聞の中から日々記事をピックアップし翻訳して掲載するという性格の刊行物である。『朝鮮思想通信』は、1929年7月3日から26日までの間に、全21回にわたって「総督府の朝鮮文綴字法改正案を見て」と題した特集を組んでいる⁽⁷¹⁾。そのほとんどが原案に対して反対するか留保を求めるもので、具体的には、「実用上に役立ち得るものとは信じない」⁽⁷²⁾、「寧ろ手を着けず現行のまゝにした方がいい」⁽⁷³⁾、「大衆を標準として見れば、何の役にも立たぬばかりか、反つて害になることも多々ある」⁽⁷⁴⁾、「改正案の通りでは新聞が読めないだろう」⁽⁷⁵⁾、「普通学校の児童を全然度外視した提案」⁽⁷⁶⁾などの内容的批判が見られるほか、「当然網羅さるべき人々が選に漏れて所謂復古派即ち歴史的諺文遣を主張する人々にのみ偏重した様に見ゆる」⁽⁷⁷⁾という人選への批判や「活字に経費がウンとかかり、能率は正比例に減退する」⁽⁷⁸⁾という印刷業者の声も見られる。おそらく、選択の恣意性は否めないものの、それを割り引いたとしても、反対者も一定程度存在したことがこの特集からはうかがえるのではないだろうか。少なくとも、圧力にはなったようで、大委員会の委員でもあった申明均が、『中外日報』上で「한글整理를反对하는曲解者에게」と題した論説を11回にわたって連載し、おもにこれらの反対者の中から、朴勝彬ら数名の見解を中心的に取りあげて反論を展開している⁽⁷⁹⁾。改正原案のリークからここにいたるまでの経緯もまた、総督府綴字法をめぐる綴字法観の対立の存在をあらわしている。これによって、大委員会の審議は、審議会内部においてのみならず、「外部」との

間でも以前にもまして緊張関係を余儀なくされるにいたったのである。

4. 言語運動の実践の場としての総督府綴字法審議

さて、第二回綴字法から第三回綴字法にかけて、内容面で大きな変化があったことは、先にも述べたとおりであるし、以前からよく指摘されている点でもある。この点について、従来の研究は、審議委員の中に朝鮮語研究会系の研究者が多数含まれていることを、その変化の要因として挙げている。事実、審議委員中、張志暎・李世楨・権惠奎・鄭烈模・崔鉉培・申明均の6名が朝鮮語研究会員であり（【表2】③〔3〕参照）、かつ沈宜麟も彼らの見解に賛成する人物だったとされ⁽⁸⁰⁾、かつ、このうちの沈宜麟・李世楨の2名は、原案の作成にもかかわっている（【表2】③〔2〕参照）ことから、この指摘は一定程度の説得力を持つ。しかし、その意味については、ただ綴字法の内容から結果論的に「形態主義者が勝利した」⁽⁸¹⁾と評価されるにとどまり、なぜ彼らがそこに参加することになったのかは明らかになっていない。もっとも、それを明示する資料に乏しいため、当局側の意図や同時期の朝鮮語論の言説から探るほかないが、前者についてはかつて筆者が考察を試みており⁽⁸²⁾、ここでは後者について見てみることにする。

1920年代末にいたっても、朝鮮語綴字法に対する関心は途切れることはなかった。それは、『東亜日報』が総督府綴字法の小委員会以降の審議過程について詳細に報道していることから分かる。その小委員会も終盤にさしかかろうとするころ、『東亜日報』は、「한글整理에 대한 諸家 의 意見」と題する記事を連載する。形式は先ほどの『東光』の特集のスタイルに似て、『東亜日報』側の提示した質問に、朝鮮語研究者が回答をしていくものであった。この連載は、冒頭に「折りしも学務当局で教科書の綴字法改定が問題となっており〔……〕」⁽⁸³⁾とあることから分かるように、同時に進行中であった綴字法改正審議の動向を意識したものであった。紙幅の都合上、すべての回答者の見解に触れるわけにはいかないが、ここでは『東亜日報』側から与えられた、現行の綴字法を存続させるか改正するかという質問に対する崔鉉培の見解を見てみたい。

この問いに対して、崔鉉培は、「音理」と「語法」にかなひ、「学習と実用に便利するように」「改正する必要がある」と述べる⁽⁸⁴⁾。つまり、現行の総督府綴字法はこの条件を満たしたものでないと判断されているのである。ただし、総

督府綴字法審議でかねてから大きな論点とされていた中で、表記原則に対しては、原則としては「表音」表記をとることとし、場合によって「歴史的」綴字を認めるという折衷的な立場をとった⁽⁸⁵⁾。しかし、もう一つの大きな論点である初声復用終声の問題に対しては、初声に使用されるすべての字母を終声に用いるべきとし、これについて「今般討議中の改正原案でこの案が幸いにも〔…〕採用され、朝鮮語の将来に多くの新しい光明とならんことを衷心より願うのである」と述べている⁽⁸⁶⁾点は、彼の念頭にある総督府綴字法のあるべき姿の一端を明確にしているものである。この発言が『東亜日報』をはじめ多くの新聞・雑誌に支持されていた朝鮮語研究会の中心人物の発言であることを考えれば、審議において妥協点を見出すのに苦労していた学務局側にとっても一定の圧力となりえたことは想像に難くない。

総督府綴字法が彼らにとって重要視されたのは、ハングルの普及という実際の言語運動の課題と密接にリンクしていたからである。それは、単に綴字法統一による規範の作成という次元にとどまらず、現におこなわれている学校教育を、自らも教職という立場を利用しながら、ハングル普及の実践の場とする意味があった。普成高等普通学校教員の鄭大鉉は、普通学校時代に整理されないハングルの学ぶと、あとになって直すことができないため、ハングル普及には教科書の改訂が不可欠であると述べる⁽⁸⁷⁾が、この発言はまさにそれを端的に示すものでもあり、だからこそ総督府綴字法への関心は高かったのである。まして、小委員会の審議に現職教員が民間からの委員として選ばれたこともあって、その注目度はなおさらのことであっただろう。「今般の綴字法改正案委員会に対して、吾人は大きな期待を寄せており、その結果を望んでいる」と当局側に期待感を寄せる一方で、「委員諸君と学務当局は、因襲にはとらわれずためらうことなしに思量するものでなければならない」との注意の目を光らせる社会の反応⁽⁸⁸⁾は、その注目度の高さを如実に示している。

それは、単なる注意ではなく、当局側にとっても一定程度の圧力になりえたのではないだろうか。1928年12月23日の『東亜日報』の社説は、「朝鮮文字の前途のため、もっとも慎重に、または最大の勇断をもって改正の業をなすよう囑望するものである」とし、「不徹底な改正をするくらいなら、それはむしろ改正しないほうがましであるということ觉悟されたい」と学務局へ向けて強いメッセージを述べる⁽⁸⁹⁾。さらに、この社説では、「学者の主張が現在の慣習

と距離があるからといって、これを奇怪なものと考えて排斥するのは実に愚見である」⁽⁹⁰⁾としており、彼らの支持する暗に朝鮮語研究会系の人士の意見も聞くよう圧力をかけている。

こうした背景から、大委員会の人選、つまり、朝鮮語研究会員が委員の半数近くを占めることについて考えてみよう。上で見たとおり、朝鮮語研究会側、あるいはそれを支持する側にとって、綴字法審議の場はとても重要な意味を持っていた。そして、彼らの意図を考えるなら、その審議に自らが直接関与することは、自らの言語運動の理念を実現するという実利的な目的に適合的ではなかったかと筆者は考えるのである。

むすびにかえて

第一回から第三回にかけての綴字法審議は、常に異なる綴字法観の対立の場であった。しかし、対立の構造はやがて学務当局と世論との間でも顕在化することになる。朝鮮社会において、朝鮮語綴字法論が隆盛し出したのは1920年代以降のことであったが、その中では、総督府綴字法に対する反応も見られた。それは、第二回綴字法に対する批判という形で表面化することになり、当局側へさらなる改正を促す一要因となったと考えられる。このような背景で動き出した第三回綴字法の審議は、審議会内外において対立の構造を生ずることになり、結果としてできあがった綴字法規定も、民間朝鮮人研究者の協力を得ることで成立にこぎつけたものであった。上で見てきた内容をまとめれば、このようになる。以下では、この点を踏まえつつ、今後の議論の方向性を示すことで、むすびにかえたい。

ここで、第三回綴字法大委員会の開催に際しての松浦鎮次郎（学務局長事務取扱）のあいさつ文を見てみたい。

凡そ言語は国民文化の進歩に伴つて変遷して往くものでありまして、之を表現する綴字も亦之に随伴して改良せられるに至りますことは、敢て言を俟たざる所であります。故に文明諸国に於ては、時運の推移と学理の進歩とに應じて、言語表現の綴字を改良して国民の使用に適せしめて居ることは、今更申し上ぐる迄もないのであります。〔……〕朝鮮語の変遷に伴ふ諺文綴字法の改変に至りましては、諺文使用者の独自の見解に基いて之を行つたと云ふ状態で経過致しましたるが故に、今日では帰一する所を知

らざる状態に陥つたのであります。斯る現状にある諺文綴字法を適当に整理し統一することは諺文の普及発達の上から申しまして、又朝鮮文化の進展の上から申しまして、実に緊要の事であると存するのであります。

〔……〕該案は世人に劃切なる綴字法として、広く社会に慣用せらるゝに至り、以て諺文法の現状を釐革するに、一層効果あるものたらしめんことを期して居るのであります⁽⁹¹⁾。

ここで、言語と「国民文化」の関係性のアナロジーが、朝鮮語と「朝鮮文化」の関係性においても適用されていることに気がつく。当局側の言辞の上で朝鮮語がナショナルなものとして認められてしまっていることになる。同時期に「内鮮融和」のスローガンのもと、日本語朝鮮語同系論、「日鮮同祖論」といった言説一少なくとも政策主体側にとっては、朝鮮の民族性を否定する要素としてとらえられた一が持ち出されていた⁽⁹²⁾ことを考えると、明らかに矛盾を呈している。つまり、この発言は、そのような矛盾を冒してまでも、眼前の民間朝鮮人研究者の協力をとりつける必要性が当局側には存在していたことを示している。しかし、もう一方の主体である朝鮮人研究者一朝鮮語研究会員一の側にとって、審議会への参加は彼らの言語運動の実践としての意味を持ち、その行動が自らの利害意識に支えられていたことは、既述のとおりである。まさに相互の思惑が絡み合う形で、綴字法改正は成し遂げられたのであり、そこには両者間の相互規定的な関係を見てとることができるはずである。

近年、「帝国」日本の言語支配に関して労作の多い安田敏朗は、総督府綴字法を「言語の生殺与奪の権を支配権力が握る」「言語管理を如実に示」すものと評価する⁽⁹³⁾。確かに、松浦の言辞にあらわれているように、たとえリップサービスであろうと、ナショナルなものとした朝鮮語を整理統一し、非「文明」言語を「文明」言語へと「上昇」させる主体は、あくまで学務局、すなわち支配者たる総督府側（日本）でしかなかった。朝鮮人側においていくら期待感が存在したとしても、それは「誰によって執掌されるかは別問題として」⁽⁹⁴⁾寄せられたものにすぎなかったのである。そこには、「帝国」の言語支配の構造を見てとることもできよう。その意味において安田の指摘は一定の説得力を持つ。だが、そのような安田の指摘は、上で述べてきたような総督府綴字法にかかわった複数の主体の意識を把握できていないばかりか、時期的変容も無視されており、動態の様相は完全に捨象されてしまっている。それは、ともすれば、通

時的にも共時的にもきわめて均質化したイメージを定着させる危険性がありはしないだろうか。

このことは、朝鮮語の「近代化」をめぐる議論とも大きく関係している。朝鮮の「言語的近代」を論ずる従来の研究は、総督府綴字法を「近代化」の一要素としてはとらえていない⁽⁹⁵⁾。その前提として、「近代化」の担い手が当該言語共同体の成員によってなされるべきものとの意識がある。このことの是非について速断するのは避けたいが、そのような意識が、「近代朝鮮語の悲劇」⁽⁹⁶⁾、「いびつな形で「言語的近代」を準備してしまった」⁽⁹⁷⁾、「近代化」という局面に歪んだかたちで向き合うことになった被植民地」⁽⁹⁸⁾といった言辞で表出されるのを見るとき、このようなラベリングからは、限られた選択肢の中ででありながら選択をしていく行動主体（朝鮮人）の意識はおろか、選択肢を限定させる力としての行動主体（日本・朝鮮総督府）の意識さえ見えてこない。

筆者は何も、総督府綴字法も「近代化」の一要素であると言いたいのではない。ただ、現状の「近代化」の謂いが、行動主体の主観（または意識）を問う視野を完全に閉ざしてしまっていることに少なからぬ違和感を覚えるのである。もし、それが朝鮮語「近代化」論のはらむ問題点であるとするなら、本稿が扱った総督府綴字法の問題は、その方法論的問題を告発する重要な意味を持つことになる。

さて、第三回綴字法が成立するや、朝鮮の言語運動は新しい局面を迎えることになる。自らの主張を大幅に政策に反映することのできた朝鮮語研究会は、1931年に朝鮮語学会と改称し、さらに自らの手によって綴字法案を修正していくことになる。これに対応する形で、朴勝彬を中心としたグループが同年に朝鮮語学研究会を創立し、朝鮮語学会と全面的に対立していくことになる。朝鮮語学会の見解が公式的に教育の場で採用されていく一方で、朝鮮語学研究会も、教育の現場を巻き込む形で強い反対運動を繰り広げ、当局側においても「社会の一部に於ては、今尚ほ此と異なる綴字法が使用されてゐる現状である」⁽⁹⁹⁾と注意の目で見られるほどになる。ここにも、相互的・複眼的視点を要する構造を見てとれるだろう。

このように考えたとき、総督府綴字法の歴史的意味は、従来おこなわれている朝鮮語論の見直しをわれわれに迫るものとして存在するだろう。課題はまだ多いようである。

- (1) 例えば、代表的なものとして次のような論著をあげることができる。金敏洙（油谷幸利訳）『日帝の対韓侵略と言語政策』（『韓』第17号、1973年）、同『国語政策論』（高麗大学校出版部、서울、1973年）、朴炳采「日帝下の 国語運動 研究」（趙容万・宋敏鎬・朴炳采『日帝下の 文化運動史』〔日帝下の 韓国研究叢書Ⅲ〕玄音社、서울、1982年）、朴晟義「日帝下の 言語・文字政策」（韓基彦・金廷鶴・朴晟義・吳周煥『日帝の 文化侵奪史』〔日帝下の 韓国研究叢書Ⅰ〕玄音社、서울、1982年）、申昌淳「朝鮮総督府 諺文綴字法の 展開」（『한국어문』〔韓国精神文化研究院〕第4号、城南、1997年）、同「朝鮮総督府 諺文綴字法과 통일안 맞춤법과의 比較考察」（『한국어문』第5号、城南、1997年）、安田敏朗『「言語」の構築—小倉進平と植民地朝鮮—』（三元社、1999年）。以上で挙げた先行研究のほとんどが、金允経『朝鮮文字及語学史』（朝鮮記念図書館出版館、京城、1938年）をもとに記述している。
- (2) 三ッ井崇「朝鮮総督府「諺文綴字法」制定および改正の過程と意図に関する一考察」（『不老町だより』第4号、1999年）。
- (3) この点については、すでに、三ッ井崇前掲「朝鮮総督府「諺文綴字法」制定および改正の過程と意図に関する一考察」で論じた。
- (4) あらかじめことわっておかねばならないことが一つだけある。総督府綴字法は、一義的には学務局編纂の「朝鮮語（及漢文）」教科書に採用する綴字法の基準として作成されたという経緯がある。本来なら、教育政策との関連で言及すべき点も存在するが、この点に関しては、三ッ井崇前掲「朝鮮総督府「諺文綴字法」制定および改正の過程と意図に対する一考察」で触れたので、そちらを参照されたい。
- (5) 「（秘）普通学校用諺文綴字法」、1912年。ここで用語の解説をしておこう。ここでいう「表音主義」とは音声的表記のことであるが、これと対となっている「歴史的綴字」とは必ずしも発音と一致しない伝統主義的表記ととらえることができる。
- (6) 同前。
- (7) 現在の綴字では、語幹末子音はㄷ、ㅌとなっているものがほとんどである。なお、実際の発音は [d]、[dʒ] のように有声化する。
- (8) 朝鮮総督府『朝鮮語調査報告書（稿）』、1911年？。
- (9) 同前。
- (10) 同前。

- (11) 国文研究所『国文研究議定案』学部、1909年。
- (12) 魚允迪『国文研究』学部、1909年。
- (13) 朝鮮総督府前掲『朝鮮語調査報告書（稿）』。
- (14) 上で挙げたもののほかには、日本語音の「ウ」段の表記、濁音表記などに「少数意見」が出ているが、いずれも結果は「少数意見」が反映された形になっている。
- (15) 三ッ井崇前掲「朝鮮総督府「諺文綴字法」制定および改正の過程と意図に関する一考察」、42頁。
- (16) その内容を同時期の資料で確認しようとすれば、1924年に刊行された朝鮮総督府『普通学校朝鮮語読本編纂ノ要旨』（朝鮮総督府）と、同年10月発行の『朝鮮文朝鮮語講義録』第1号掲載の記事がある。本稿での分析は前者に拠っている。
- (17) 第2項で「成ルベク発音通りノ綴字法ヲナス」とされている（朝鮮総督府前掲『普通学校朝鮮語読本編纂ノ要旨』、6頁）。
- (18) 「綴字法改正如何一折衷説最有力一」『毎日申報』1921年3月19日（原文は朝鮮語）。
- (19) 小田編輯課長「諺文綴字改正案（一）～（四）」『毎日申報』1921年4月1～4日。
- (20) 小田編輯課長「諺文綴字改正案（一）」『毎日申報』1921年4月1日（原文は朝鮮語）。
- (21) 同前。
- (22) 三ッ井崇前掲「朝鮮総督府「諺文綴字法」制定および改正の過程と意図に関する一考察」、45頁。
- (23) 小田編輯課長「諺文綴字改正案（四）」『毎日申報』1921年4月4日（原文は朝鮮語）。
- (24) 小田編輯課長「諺文綴字改正案（二）」『毎日申報』1921年4月2日（原文は朝鮮語）。
- (25) しかし、『普通学校朝鮮語読本』巻一（1923年）を見る限り、実際には二重終声のうち、ㄷ, ㅌ, ㅈの3字母の使用が確認できる。『普通学校教科書編纂ノ要旨』（前掲）でも、「第四十九課ヨリ第五十二課マデハ二箇ノ終声（ㄷ 및 ㅌ）ノ練習ヲナサシム」（27頁）とあり、この3字母については、規定外でありながら使用の必要を認められていたと考えることができる。
- (26) 朝鮮総督府前掲『朝鮮語読本編纂ノ要旨』、5頁。
- (27) 三ッ井崇前掲「朝鮮総督府「諺文綴字法」制定および改正の過程と意図に関する一考察」、45～46頁。
- (28) これまで小倉進平は第二回綴字法の審議にかかわっていないとされてきたが、小倉はこのとき学務局編修官であり、かつ教科書調査委員にも任命されている立場上、学務局側の委員として関与していたと思われる。
- (29) 魚允迪「玄妙き原則을保守키라—諺文綴字法에就키—」『毎日申報』1921年3月17日。

- (30) 小倉進平「文字와發音을同一케하기가妥當하다」『毎日申報』1921年3月20日。
- (31) 玄樞「新旧式을折衷시키고—『된시옷』을活用시키고—」『毎日申報』1921年3月21日。
- (32) 藤波義貫「整理에汲汲키아發音의妙을傷치말나」『毎日申報』1921年3月24日。
- (33) 柳苾根「去平声의區別을키라—綴字法改良에就키야—」『毎日申報』1921年3月25日。
- (34) 注(30)に同じ。
- (35) 注(32)に同じ。
- (36) 注(31)に同じ。引用文中の傍点は、原則として引用者による、以下同じ。
- (37) 注(33)に同じ。
- (38) 三ッ井崇前掲「朝鮮総督府「諺文綴字法」制定および改正の過程と意図に関する一考察」、45頁。第一回綴字法の内容を「付録」として収録した官吏用の語学書、朝鮮総督府『朝鮮語法及會話書』（朝鮮総督府、1917年）の本文や綴字法調査委員も務めた新庄順貞の手になる語学書『鮮語階梯』（朝鮮総督府、1918年）でさえ第一回綴字法に準拠しておらず、第一回綴字法の目的がいかに限定的であったかを知ることができよう。
- (39) 朴勝彬「朝鮮文法에對하야」河東鎬編『한글論爭論說集（下）』（『歷代韓國文法大系』第3部第11冊）塔出版社、서울、1986年、123頁（初出は、『時事講演録』第4集、1922年）。
- (40) 李允宰「조선글은조선적으로」同前書、1085頁（初出は、『新民』第2巻第5号、1926年）。
- (41) 「우리글表記例의몇몇」同前書、192、212～213頁（初出は、『東光』第9号、1927年）。
- (42) 「諺文綴字基本調査—실제가에위탁—」『毎日申報』1928年9月11日。なお、基礎案作成および原案起草委員会のメンバーについては、【表2】③の【1】【2】を参照されたい。
- (43) 「朝鮮語의基本 綴字法統一—年内에原案을作成할터、文教界의福音—」（『毎日申報』1928年12月2日）、「朝鮮文綴字法에—大革新을圖謀—총독부학무과에서、教育界—大刷新—」（同1929年1月19日）、「綴字法最終討議 表音使用을選擇—남은문제는대위원회에—」（『東亞日報』1929年1月24日）。
- (44) 「諺文綴字法改正調査委員会—卅日本府第一回會議—」（『毎日申報』1929年5月31日）、「諺文綴字法調査に関する件」（『文教の朝鮮』昭和4年6月号、1929年、4頁）。なお、諺文綴字法調査会の審議委員については、【表2】③の【3】を参照されたい。
- (45) 第三回綴字法の内容を確認する同時代資料としては、1930年の朝鮮総督府『普通学校朝鮮語読本巻一編纂趣意書』（朝鮮総督府）があり、本稿での分析もまたこれに依拠している。また、朝鮮語版は、『新民』第56号（1930年2月）、『東亞日報』（1930年2月8～14日）に掲載されていることを付け加えておく。
- (46) 朝鮮総督府前掲『普通学校朝鮮語読本巻一編纂趣意書』、8頁。

- (47) 同前、35頁。
- (48) 同前、8頁。
- (49) 「朝鮮語読本 綴字法改訂—조선어권위자를망라해 審議會를組織—」『東亞日報』1928年9月4日。
- (50) 「綴字改訂問題—조선어독본개정문제—」『東亞日報』1928年9月27日。
- (51) 「朝鮮語綴字問題 徹夜토론討議不決—초성복용중성을부활하자는것과발음을표준해쓰자는과가갈리어—」(『東亞日報』1928年10月7日)、「討議만反覆、아직 締結難—조선어철자법개정문제—」(『東亞日報』1928年10月13日)。
- (52) 前掲「討議만反覆、아직締結難—조선어철자법개정문제—」。ただし、教科書改訂の実施時期延長については、朝鮮語綴字法の問題のみがその理由ではない。別の理由として、考えられるものの一つに、従来国定教科書をもとに編まれていた普通学校及び高等普通学校の歴史教科書における、朝鮮史の記述の増加方針の存在を挙げることができる。臨時教科書調査委員会で決定された方針では、「朝鮮に関する事歴を増加し特に内鮮融和に必要な資料の選択に留意すること」(前掲「臨時教科書調査委員会」、141頁)とされ、この点において相当の議論がなされたと思われる(「改定된教科書에 朝鮮歴史도編入—헌재교과서보다 만히편입—」『毎日申報』1928年10月6日)。このほかにも、教科書価格引き下げの議論の存在も無視できない論点である(「教科書改訂 今年은中止—명후년에나실시한다고—」『東亞日報』1928年10月16日)。
- (53) 「朝鮮語綴字改正—위원회에提出한原案(三)—」『朝鮮日報』1929年6月18日。
- (54) 「卅日부터開催될 綴字改正委員會—日本人多数도委員에参加—」『東亞日報』1929年5月27日。【表2】[3]③を見ると分かるとおり、朝鮮語研究会系の人士が参加する一方で、同時期に朝鮮語研究会と対立し、同様に大きな影響力を持っていた朴勝彬やその他啓明俱樂部系の論者の名前が見られないのは不自然である。おそらく、列席を拒んだ人物の一人は朴勝彬ではなかったかと思われる。
- (55) 「朝鮮語綴字改訂案 表音問題로大波瀾—學務局에서頭痛中—」『東亞日報』1929年8月21日。
- (56) 同前。
- (57) 「漢字의表記法을實施하러—綴字法改正에대한當局의態度에對하야—」『東亞日報』1929年8月25日。
- (58) 「諺文綴字에關하야 中樞院側意見聽取—時期의急을생각하고 原案에 贊同할듯—」『毎日申報』1930年2月7日。
- (59) 同前。
- (60) 「印刷까지着手한綴字法 旧派의反對로—頓挫—」『東亞日報』1930年2月7日。

- (61) 「朝鮮語学界權威가決定한綴字法改正原案 一部策動으로中樞院諮問에부쳐一學問獨立의意義安在」『朝鮮日報』1930年2月8日。
- (62) 「綴字法改正案으로中樞院水曜會에提出一甲論乙駁後來週까지保留」『中外日報』1930年2月7日。
- (63) 注(60)と同じ。
- (64) 注(62)と同じ。
- (65) 注(61)と同じ。
- (66) 前掲「印刷外지着手한綴字法 旧派의反對로一頓挫」、前掲「朝鮮語学界權威가決定한綴字法改正原案 一部策動으로中樞院諮問에부쳐一學問獨立의意義安在」。
- (67) 「無謀의極一綴字法問題의逆轉一」(『東亞日報』1930年2月8日)、「朝鮮語綴字法改正問題一速히改正案을實施하라一」(『中外日報』1930年2月8日)。
- (68) 「諺文綴字法改正案 中樞院서도多數贊成一이로서問題는解決一」(『每日申報』1930年2月14日)、「猛烈한反對도一蹴 改訂綴字法通過一今日中樞院會議에서一」(『東亞日報』1930年2月14日)。
- (69) 「綴字法問題에對하야 主務局도不平滿滿」『中外日報』1930年2月8日。
- (70) 「朝鮮語綴字法改正 委員會에提出한原案 (一) ~ (四)」(『朝鮮日報』1929年6月15~16・18~20日[全5回だが、(三)が重複])、「改訂키로討議한朝鮮語綴字法 (一) ~ (三)」(『東亞日報』1929年6月14・19・21日)。これらの新聞の性格と【表2】[3]③の名簿を見れば、どこからリークされたかおおよその見当はつくだろう。
- (71) この事実、申昌淳前掲「朝鮮総督府 諺文綴字法の 展開」、174~175頁でも簡単に触れている。
- (72) 朴勝彬「何の為の改正か」『朝鮮思想通信』1929年7月3日。
- (73) 魚允迪「自家撞着が多い」『朝鮮思想通信』1929年7月4日。
- (74) 池錫永「理論としては結構實行されては困る(続)」『朝鮮思想通信』1929年7月10日。
- (75) 高元勳「改正案通りでは新聞も読めない」『朝鮮思想通信』1929年7月12日。
- (76) 辺錫潤「初等教育を度外視した改正」『朝鮮思想通信』1929年7月22日。
- (77) 曹秉相「委員の詮衡に遺漏なかりしや」『朝鮮思想通信』1929年7月16日。
- (78) 尹容燮「印刷業者の立場からの困難」『朝鮮思想通信』1929年7月26日。
- (79) 申明均「한글整理를反對하는曲解者에게」『中外日報』1929年9月5~7・9~11・13~14・18・22~23日。
- (80) 한글 학회 50돌 기념 사업회 (역음)『한글 학회 50년사』한글 학회、서울、1971年、

151頁。

- (81) 金敏洙前掲『国語政策論』、232頁。
- (82) 三ッ井崇前掲「朝鮮総督府「諺文綴字法」制定および改正の経緯と意図に関する一考察」46～47頁。
- (83) 「한글整理에 대한 諸家의 意見 (一)」『東亞日報』1928年11月3日。
- (84) 同前。
- (85) 「한글整理에 대한 諸家의 意見 (二)」『東亞日報』1928年11月4日。
- (86) 「한글整理에 대한 諸家의 意見 (三)」『東亞日報』1928年11月5日。
- (87) 「한글을 어서 普及 할 가—그에 대한 教育家 諸氏의 意見—」『東亞日報』1928年11月11日。
- (88) MK生「朝鮮文整理에 대하여—綴字改正委員 諸氏에게—」『東亞日報』1928年11月11日。
- (89) 「한글綴字法改正에 대하여—教科書委員會에 与함—」『東亞日報』1928年12月23日。
- (90) 同前。
- (91) 「諺文綴字法調査会」『朝鮮』昭和4年7月号、1929年、130～131頁。
- (92) 三ッ井崇「日本語朝鮮語同系論の政治性をめぐる諸様相—金沢庄三郎の言語思想と朝鮮支配イデオロギーとの連動性に関する一考察—」『朝鮮史研究会論文集』第37集、1999年、151～154頁。
- (93) 安田敏朗『帝国日本の言語編制』世織書房、1997年、165頁。
- (94) 「朝鮮語綴字法 改正問題—徹底한改正을 促함—」『朝鮮日報』1929年5月28日。
- (95) イヨンスク「朝鮮における言語的近代」(『一橋研究』第12巻第2号、1987年)、安田敏朗前掲『「言語」の構築—小倉進平と植民地朝鮮—』、石純姫「植民地支配下の朝鮮における言語の「近代化」と「ナショナリズム」」(『植民地教育史認識を問う』〔植民地教育史研究年報02〕皓星社、1999年)など。
- (96) 安田敏朗前掲『「言語」の構築—小倉進平と植民地朝鮮—』、33頁。
- (97) 安田敏朗「「国語」と植民地—帝国日本の言語編制と朝鮮—」〔朝鮮史研究会第36回大会報告レジュメ〕、1999年、11頁。
- (98) 石純姫前掲「植民地支配下の朝鮮における言語の「近代化」と「ナショナリズム」」、117頁。
- (99) 朝鮮総督府『初等朝鮮語読本全(簡易学校用)編纂趣意書』朝鮮総督府、1939年、16頁。

【表2】総督府韓字法制定にかかわった委員の名簿

①第一回韓字法の調査委員

氏名	肩書き	備考
国分兼太郎	総務部人事局長	外務省給費生として東京外国語学校朝鮮語学科在籍(1880~83年)の経験あり、ともに軍医館の出身。
堀川一太郎	政務局事務官	
新庄直太郎	内務部庶務課・地方局通訳官	
高橋亨	官立漢城高等学校学監	『韓語文典』(1909年)の著者。
玄圃	政務局委員	元国文研究所委員。
倉吉清	京城府参事	日本留学の経験あり(1881~83年)。『大韓文典』(1909年)の著者。
姜壽福		
金允浩	中樞院副参議	元国文研究所委員。元帝国大学講師、外部韓訳官などの経歴あり。

②第二回韓字法の調査委員

氏名	肩書き	備考
金沢庄三郎	教科書調査委員会委員	言語学者。前東京外国語学校教授・東京帝国大学講師。
金允浩	教科書調査委員会委員、中樞院副参議	第一回韓字法調査委員。元国文研究所委員。元東京帝国大学講師。
羅致義興	総督官房秘書課通訳官	第三回外務省官費留學生として渡韓の経験あり(1897年11月より3年間)。
田中徳太郎	総督官房秘書課・文書課通訳官	1907年3月、東京外国語学校韓語学科通成科修了。
玄樞	視学官兼官立漢城高等女学校教授・視学	元島根県立商業学校韓語教師。元官立漢城外国語学校教授。
池藤水		元国文研究所委員。『新訂国文』(1905年)の起草者。
中臺俊	京城道視学	
玄圃	中樞院参議	第一回韓字法調査委員。元国文研究所委員。
柳忍俊		前東京外国語学校・東洋協会専門学校講師。
崔斗番	中央学校校長	1921年12月創立の朝鮮語研究会(のちの朝鮮語学会)の創立発起人。
柳禮堂	京城高等普通学校教員	

③第三回韓字法の調査・審議委員

[1]基礎案の作成にたずさわった学務局側委員

氏名	肩書き	備考
玄樞	学務局視学官兼編輯課編修官	第二回韓字法調査委員。
田島義秀	学務局編輯課編修書記長	
李源主	学務局編輯課編修書記	1911年3月、京城高等普通学校臨時教員養成所卒業。

[2]原案起草委員会(小委員会)にかかわった現職教員

氏名	肩書き	備考
沈宜麟	京城師範学校附属普通学校訓導	朝鮮語研究会(a)会員。前京城女子高等普通学校教諭。
朴永斌	第二高等普通学校教諭	1921年3月、広島高等師範学校卒業。元広島県立広島中学校教諭。
朴謙斗	寿松洞公立普通学校訓導	
李世植	進明女子高等普通学校教員	

※学務局側からは、柳道深一(編輯課長)、玄樞(視学官)、田島義秀(編輯書記)、李源主(同)、小倉進平(言語学者、京城帝国大学教授)なども参席。

[3]韓文綴字法調査会(大委員会)の審議委員

氏名	肩書き	備考
西村真太郎	警務局図書館課通訳官	1910年3月、東京外国語学校韓語学科卒業。
張忠義	朝鮮日報社地方部長	朝鮮語研究会(b)系。
李完応	朝鮮語研究会(a)会長	前京城高等普通学校教諭。
李世植	進明女子高等普通学校教員	小委員会調査委員。朝鮮語研究会(b)系。
小倉進平	京城帝国大学教授	言語学者。前学務局編輯課編修官。
高橋亨	京城帝国大学教授	第一回韓字法調査委員。
田中徳太郎	総督官房秘書課通訳官	第二回韓字法調査委員。
羅致義興	総督官房秘書課通訳官	第二回韓字法調査委員。
柳禮堂	中央高等普通学校教員	第二回韓字法調査委員。朝鮮語研究会(b)系。
鄭烈機	中東学校教員	朝鮮語研究会(b)系。
崔鉉時	延禧専門学校・梨花女子専門学校教授	朝鮮語研究会(b)系。
金尚会	毎日申報社編輯局長	
申明均	朝鮮教育協理理事	朝鮮語研究会(b)系。
沈宜麟	京城師範学校附属普通学校訓導	小委員会調査委員。朝鮮語研究会(a)会員。

※このほか、大委員会の最初2回の会議には、金沢庄三郎(言語学者)も出席している。

【参考文献】

- 有馬純吉編『朝鮮紳士録』(昭和六年版)朝鮮紳士録刊行会、1932年。
 石川捷子『地と民と民』の相知一金沢庄三郎と東京外国語学校朝鮮語学科一「朝鮮語研究会論文集」第35集、1997年。
 ——『憲法明治前期朝鮮語教育六年の場と群像』『書誌』第10・11合併号、1998年。
 金允浩『朝鮮文字及語学史』(第3版)漢学出版協会、서울、1946年。
 具良根『明治日本の韓語教育と韓国への留学生派遣』『韓』第5巻第12号、1976年。
 朝鮮新聞社編『朝鮮人物傳録』朝鮮新聞社、1922年。
 山田寛人『東洋協会専門学校における朝鮮語教育』『アジア教育研究』第8号、1999年。
 안국 학회 50을 기념 사의의 (원우) 『안국 학회 50년사』 한글 학회, 서울, 1971年。
 『使用되는韓語と京城各書模倣一류요인예시원기』『東亜日報』1928年10月1日。
 『韓字法最終對策 表音使用法選擇一남은문제는대처원칙에』『東亜日報』1929年1月24日。
 『韓文綴字法調査に関する件』『文教の朝鮮』昭和4年6月号、1929年。
 『職員録』(明治44年度)内閣官報局、1911年。
 『職員録』(大正10年度)内閣官報局、1921年。
 『朝鮮總督府及所屬官署職員録』(昭和2~4年版)朝鮮總督府、1927~29年。

【注】

上記表中、「朝鮮語研究会(a)」とあるのは、李完応を会長とする日本人の朝鮮語学習推進を目指した団体であり、「朝鮮語研究会(b)」とあるのは、のちに「朝鮮語学会」と改称する朝鮮語研究団体を指す。